

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。